

パレスチナでの停戦合意の完全履行等を求める決議

1月15日、イスラエルとイスラム組織ハマスは、パレスチナ自治区ガザ地区での戦闘を巡り、段階的な停戦と人質解放に合意した。同月19日に発効した合意の第1段階では6週間の一時的停戦が実施されており、第2段階で恒久的停戦、イスラエル軍のガザ地区からの完全撤収など、第3段階で全ての遺体の返還とガザ地区の復興が想定されている。しかし、イスラエルとハマスは2023（令和5）年11月にも人質の解放と戦闘の一時停止について合意したにも関わらず、合意のわずか7日後に戦闘が再開された経緯がある。

また、国連総会が昨年12月11日、日本を含む159カ国の賛成で、パレスチナ難民の支援と保護を行う国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）の任務を全面的に支持する決議を採択した一方で、イスラエルでは1月30日、UNRWAの活動を禁止する法律が施行された。この法律の施行によって、UNRWAの人道支援活動が可能な環境が制限され、ガザ地区における人道危機の深刻化が懸念されている。

本市が「札幌市平和都市宣言」の中でうたっている「人類がひとしく平和のうちに暮らせる世界」の実現には、恒久的停戦や復興、UNRWAによる人道支援活動は必要不可欠である。

よって、本市議会は、情勢の鎮静化と中東和平の実現に向け、政府が関係国や国連諸機関と緊密に連携しつつ、格段の外交努力を払うとともに、イスラエルとハマスが合意を完全に履行し、一刻も早くパレスチナにおける平和な暮らしを実現するよう強く求める。

以上につき、決議する。

2025（令和7）年2月13日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、外務大臣

（提出者）全議員